

【決定事項】

- | | | |
|--|--|-------|
| 1. 我孫子市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について | 企画総務部
(デジタル戦略課) | P. 3 |
| 2. 我孫子市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について | 企画総務部
(人事課) | P. 19 |
| 3. 我孫子市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について | 企画総務部
(人事課) | P. 33 |
| 4. 職員の軽装勤務の通年実施について | 企画総務部
(人事課) | P. 38 |
| 5. 我孫子市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について | 健康福祉部
(健康づくり支援課) | P. 40 |
| 6. 我孫子市障害者福祉センターの設置及び管理に関する条例及び我孫子市ペット霊園の設置の許可等に関する条例の一部を改正する条例の制定について | 健康福祉部
(障害者支援課)
障害者福祉センター
環境経済部
(生活衛生課) | P. 41 |
| 7. 我孫子市敬老祝金に関する条例の一部を改正する条例の制定について | 健康福祉部
(高齢者支援課) | P. 43 |
| 8. 我孫子市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について | 健康福祉部
(国保年金課) | P. 44 |
| 9. 我孫子市手賀沼公園ミニ鉄道条例の一部を改正する条例の制定について | 環境経済部
(商業観光課) | P. 48 |
| 10. 我孫子市下水道条例の一部を改正する条例の制定について | 建設部
(下水道課) | P. 52 |
| 11. 我孫子市開発行為に関する条例の一部を改正する条例の制定について | 都市部
(市街地整備課) | P. 55 |

資料頁

【報告事項】

- | | | |
|---------------------------------|------------------|-------|
| 1. 令和7年度指定事務事業問題点・対応報告書について | 企画総務部
(企画政策課) | P. 57 |
| 2. 令和7年第4回我孫子市議会定例会提出予定議案 | 企画総務部
(行政管理課) | P. 58 |
| 3. 我孫子市学校給食費負担軽減等補助金交付要綱の制定について | 教育総務部
(学校教育課) | P. 62 |

資料頁

我孫子市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例を改正する改
め文

第4条第1項中「特定個人番号利用事務」を「法別表の各項の下欄に掲げる事務」に改め、同条第4項中「前2項」を「第2項又は第3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 市長又は教育委員会は、法別表の各項の下欄に掲げる事務（法第9条第1項に規定する準法定事務を含む。）を処理するために必要な限度で、住登外者宛名番号管理機能（市の事務を処理するために利用する情報システムの機能であって住登外者（市の住民基本台帳に記録されていない者をいう。以下同じ。）を特定する固有の番号を付番し、管理するものをいう。以下同じ。）による住登外者の情報の管理に関する情報（以下「住登外者宛名関係情報」という。）であって自らが保有するものを利用することができる。

別表第1に次のように加える。

5 市長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの
6 教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2中「

14 市長	生活に困窮する外国人に対する保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第
-------	---------------------------------------	--

	128号)、国民健康保険法、地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報(以下「医療保険給付関係情報」という。)であって規則で定めるもの
	労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)による給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの
	雇用保険法(昭和49年法律第116号)による給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの
	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律(平成23年法律第47号)による職業訓練受講給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの
	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給、療育の給付又は障害児入所給付費の支給に関する情報であって規則で定めるもの
	母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)による資金の貸付けに関する情報であって

	規則で定めるもの
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報（以下「障害者自立支援給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの
	難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）による特定医療費の支給に関する情報であって規則で定めるもの
	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
	児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの
	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの
	特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの
	地方税関係情報であって規則で定

	めるもの
	母子保健法（昭和40年法律第141号）による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報（以下「養育医療関係情報」という。）であって規則で定めるもの
	児童手当関係情報であって規則で定めるもの
	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの
	国民年金法（昭和34年法律第141号）、私立学校教職員共済法、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）、国家公務員共済組合法又は地方公務員等共済組合法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの
	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成16年法律第166号）による特別障害給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの
	特別支援学校への就学奨励に関するもの

		る法律（昭和29年法律第144号）による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する情報であって規則で定めるもの
		学校保健安全法（昭和33年法律第56号）による医療に要する費用についての援助に関する情報であって規則で定めるもの
		特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報（以下「特別児童扶養手当関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）による公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する情報であって規則で定めるもの
		中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの

」を「

14 市長	生活に困窮する外国人に対する保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、国民健康保険法、地方公
-------	---------------------------------------	---

	務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報（以下「医療保険給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの
	労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの
	雇用保険法（昭和49年法律第116号）による給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの
	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号）による職業訓練受講給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの
	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給、療育の給付又は障害児入所給付費の支給に関する情報であって規則で定めるもの
	母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による資金の貸付けに関する情報であって規則で定めるもの

	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報（以下「障害者自立支援給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの
	難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）による特定医療費の支給に関する情報であって規則で定めるもの
	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
	児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの
	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの
	特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの
	地方税関係情報であって規則で定めるもの

	母子保健法（昭和40年法律第141号）による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報（以下「養育医療関係情報」という。）であって規則で定めるもの
	児童手当関係情報であって規則で定めるもの
	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの
	国民年金法（昭和34年法律第141号）、私立学校教職員共済法、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）、国家公務員共済組合法又は地方公務員等共済組合法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの
	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成16年法律第166号）による特別障害給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの
	特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号）に

	による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する情報であって規則で定めるもの
	学校保健安全法（昭和33年法律第56号）による医療に要する費用についての援助に関する情報であって規則で定めるもの
	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報（以下「特別児童扶養手当関係情報」という。）であって規則で定めるもの
	地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）による公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する情報であって規則で定めるもの
	中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
	住登外者宛名関係情報であって規則で定めるもの

」に、「

17 市長	我孫子市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳又は知的障害者福祉法にい
-------	---	--

	う知的障害者に関する情報（以下「障害者関係情報」という。）であって規則で定めるもの
	地方税関係情報であって規則で定めるもの
	住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第4号に規定する事項（以下「住民票関係情報」という。）であって規則で定めるもの
	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
	特別児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの
	医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
	児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの
	児童扶養手当法第3条第2項に規定する公的年金給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの
	養育医療関係情報であって規則で定めるもの
	児童手当関係情報であって規則で定めるもの
	子ども・子育て支援関係情報であって規則で定めるもの
	外国人保護関係情報であって規則

		で定めるもの
		子ども医療費助成関係情報であつて規則で定めるもの
		重度障害者医療費支給関係情報であつて規則で定めるもの
18 市長	我孫子市子ども医療費の助成に関する規則による医療費の助成に関する事務であつて規則で定めるもの	生活保護関係情報であつて規則で定めるもの
		地方税関係情報であつて規則で定めるもの
		医療保険給付関係情報であつて規則で定めるもの
		児童扶養手当関係情報であつて規則で定めるもの
		養育医療関係情報であつて規則で定めるもの
		児童手当関係情報であつて規則で定めるもの
		子ども・子育て支援関係情報であつて規則で定めるもの
		外国人保護関係情報であつて規則で定めるもの
		ひとり親家庭等医療費助成関係情報であつて規則で定めるもの
		重度障害者医療費支給関係情報であつて規則で定めるもの

」を「

17 市長	我孫子市ひとり親家庭等の医	身体障害者福祉法による身体障害
-------	---------------	-----------------

療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳又は知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報（以下「障害者関係情報」という。）であって規則で定めるもの
	地方税関係情報であって規則で定めるもの
	住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第4号に規定する事項（以下「住民票関係情報」という。）であって規則で定めるもの
	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
	特別児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの
	医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
	児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの
	児童扶養手当法第3条第2項に規定する公的年金給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの
	養育医療関係情報であって規則で定めるもの
	児童手当関係情報であって規則で

		定めるもの
		子ども・子育て支援関係情報であって規則で定めるもの
		外国人保護関係情報であって規則で定めるもの
		子ども医療費助成関係情報であって規則で定めるもの
		重度障害者医療費支給関係情報であって規則で定めるもの
		住登外者宛名関係情報であって規則で定めるもの
18 市長	我孫子市子ども医療費の助成に関する規則による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
		児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの
		養育医療関係情報であって規則で定めるもの
		児童手当関係情報であって規則で定めるもの
		子ども・子育て支援関係情報であって規則で定めるもの
		外国人保護関係情報であって規則で定めるもの

	ひとり親家庭等医療費助成関係情報であって規則で定めるもの
	重度障害者医療費支給関係情報であって規則で定めるもの
	住登外者宛名関係情報であって規則で定めるもの

」に、「

20 市長	我孫子市重度障害者医療費の支給に関する条例による障害者医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		住民票関係情報であって規則で定めるもの
		児童福祉法による障害児入所支援に関する情報であって規則で定めるもの
		障害者関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第7条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
		外国人保護関係情報であって規則で定めるもの

	ひとり親家庭等医療費助成関係情報であって規則で定めるもの
	子ども医療費助成関係情報であって規則で定めるもの

」を「

20 市長	我孫子市重度障害者医療費の支給に関する条例による障害者医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		住民票関係情報であって規則で定めるもの
		児童福祉法による障害児入所支援に関する情報であって規則で定めるもの
		障害者関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第7条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
		外国人保護関係情報であって規則で定めるもの
		ひとり親家庭等医療費助成関係情報であって規則で定めるもの

	子ども医療費助成関係情報であつて規則で定めるもの
	住登外者宛名関係情報であつて規則で定めるもの

」に改める。

別表第3中「

2 市長	生活に困窮する外国人に対する保護の措置に関する事務であつて規則で定めるもの	教育委員会	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する情報であつて規則で定めるもの
------	---------------------------------------	-------	---

」を「

2 市長	生活に困窮する外国人に対する保護の措置に関する事務であつて規則で定めるもの	教育委員会	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する情報であつて規則で定めるもの
3 市長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であつて規則で定めるもの	教育委員会	住登外者宛名関係情報であつて規則で定めるもの

」に、「3」を「4」に改め、同表に次のように加える。

5 教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であつて規則で定めるもの	市長	住登外者宛名関係情報であつて規則で定めるもの
---------	---	----	------------------------

我孫子市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 我孫子市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年条例第6号）
の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(通勤手当)	(通勤手当)
第11条 略	第11条 略
2 通勤手当の額は、次に掲げる職員の区分に応じて、第1号及び第3号に掲げる職員にあつては月の1日からその月以後の月の末日までの期間として規則で定める期間（以下この項において「支給対象期間」という。）、第2号に掲げる職員にあつては月の1日から末日までの期間につき、当該各号に定める額とする。	2 通勤手当の額は、次に掲げる職員の区分に応じて、第1号及び第3号に掲げる職員にあつては月の1日からその月以後の月の末日までの期間として規則で定める期間（以下この項において「支給対象期間」という。）、第2号に掲げる職員にあつては月の1日から末日までの期間につき、当該各号に定める額とする。
(1) 略	(1) 略
(2) 前項第2号に掲げる職員 当該職員の自転車等の片道の使用距離に応じて <u>4,600円</u> 以上 <u>38,700円</u> 以下の範囲内において規則で定める額（定年前再任用短時間勤務職員のうち、1月当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあつては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）	(2) 前項第2号に掲げる職員 当該職員の自転車等の片道の使用距離に応じて <u>4,400円</u> 以上 <u>28,000円</u> 以下の範囲内において規則で定める額（定年前再任用短時間勤務職員のうち、1月当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあつては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）

(3) 略	(3) 略
3 略 (期末手当)	3 略 (期末手当)
第20条 略	第20条 略
2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、 <u>6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の127.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。	2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の125</u> を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
(1)から(4)まで 略	(1)から(4)まで 略
3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは <u>「100分の70」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」とする。</u>	3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは、 <u>「100分の70」</u> とする。
4 から 6 まで 略 (勤勉手当)	4 から 6 まで 略 (勤勉手当)
第21条 略	第21条 略
2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、次の各号に掲げる職員の区分ごとの勤勉手当の額の総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。	2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、次の各号に掲げる職員の区分ごとの勤勉手当の額の総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

<p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、<u>6月に支給する場合には100分の105、12月に支給する場合には100分の107.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の50、12月に支給する場合には100分の52.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3から5まで 略</p>	<p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の105</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の50</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3から5まで 略</p>
--	---

別表第1を次のように改める。

別表第1（第5条関係）

行政職給料表

(単位：円)

職員の区分 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	級 号 給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800	420,700	471,900
	2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500	422,600	477,200
	3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100	424,500	482,100
	4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700	426,300	486,700
	5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300	428,100	490,700
	6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100	429,900	494,100
	7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600	431,700	497,000
	8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200	433,500	499,500
	9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500	435,100	501,500
	10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100	436,600	
	11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700	438,100	
	12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200	439,600	
	13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100	441,100	
	14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000	442,400	
	15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900	443,700	
	16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700	444,900	
	17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200	446,100	
	18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000	447,400	
	19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700	448,700	
	20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300	449,900	

21	225, 600	267, 000	297, 900	338, 700	364, 800	400, 000	451, 100		
22	227, 200	268, 000	299, 100	340, 400	366, 300	401, 400	451, 900		
23	228, 800	269, 000	300, 300	342, 100	367, 800	402, 800	452, 700		
24	230, 400	270, 000	301, 600	343, 700	369, 300	404, 200	453, 500		
25	232, 000	271, 000	302, 900	344, 900	371, 000	405, 600	454, 100		
26	233, 700	271, 900	303, 900	346, 800	372, 800	406, 800	454, 700		
27	235, 000	272, 700	304, 900	348, 500	374, 400	408, 000	455, 300		
28	236, 300	273, 600	305, 900	350, 100	376, 100	409, 000	455, 900		
29	237, 600	274, 400	307, 000	351, 600	377, 500	410, 100	456, 600		
30	238, 700	275, 200	308, 200	353, 200	378, 800	411, 300	457, 400		
31	239, 800	276, 000	309, 300	354, 800	380, 000	412, 400	457, 800		
32	240, 900	276, 700	310, 500	356, 400	381, 400	413, 500	458, 500		
33	242, 000	277, 400	311, 600	358, 100	382, 500	414, 200	459, 000		
34	242, 900	278, 200	312, 900	359, 900	383, 400	414, 900	459, 400		
35	243, 800	279, 000	314, 200	361, 700	384, 400	415, 500	459, 800		
36	244, 800	279, 600	315, 500	363, 500	385, 400	416, 200	460, 200		
37	245, 800	280, 300	316, 700	365, 000	386, 200	416, 800	460, 600		
38	246, 700	281, 100	318, 000	366, 400	387, 100	417, 400	460, 900		
39	247, 600	281, 800	319, 300	367, 800	388, 000	417, 900	461, 200		
40	248, 400	282, 500	320, 600	369, 200	388, 800	418, 300	461, 500		
41	249, 200	283, 200	321, 900	370, 700	389, 600	418, 700	461, 800		
42	249, 900	283, 900	323, 100	371, 500	390, 400	418, 900	462, 100		
43	250, 500	284, 600	324, 400	372, 400	391, 200	419, 200	462, 400		
44	251, 100	285, 300	325, 500	373, 400	391, 900	419, 500	462, 700		
45	251, 800	286, 000	326, 400	374, 300	392, 600	419, 800	463, 000		
46	252, 400	286, 600	327, 700	375, 400	393, 300	420, 100			
47	253, 000	287, 300	329, 000	376, 300	394, 000	420, 400			

48	253, 600	287, 900	330, 300	377, 300	394, 700	420, 700		
49	254, 100	288, 600	331, 400	378, 200	395, 200	420, 900		
50	254, 700	289, 200	332, 700	378, 900	395, 800	421, 200		
51	255, 300	289, 900	333, 900	379, 600	396, 400	421, 400		
52	255, 800	290, 600	335, 100	380, 200	397, 100	421, 700		
53	256, 200	291, 100	336, 400	380, 600	397, 500	421, 900		
54	256, 600	291, 700	337, 400	381, 200	398, 100	422, 200		
55	256, 900	292, 300	338, 500	381, 800	398, 700	422, 500		
56	257, 200	293, 000	339, 600	382, 500	399, 200	422, 800		
57	257, 500	293, 600	340, 300	382, 800	399, 600	423, 000		
58	257, 800	294, 200	341, 200	383, 500	400, 200	423, 300		
59	258, 100	294, 800	341, 900	384, 200	400, 800	423, 600		
60	258, 400	295, 500	342, 700	384, 800	401, 300	423, 800		
61	258, 700	296, 100	343, 500	385, 100	401, 700	424, 000		
62	259, 000	296, 700	343, 900	385, 600	402, 200	424, 300		
63	259, 300	297, 200	344, 400	386, 200	402, 700	424, 600		
64	259, 600	297, 700	345, 100	386, 800	403, 300	424, 800		
65	259, 900	298, 200	345, 900	387, 100	403, 600	425, 000		
66	260, 200	298, 800	346, 600	387, 700	404, 000	425, 300		
67	260, 500	299, 300	347, 300	388, 400	404, 300	425, 600		
68	260, 800	299, 900	347, 900	389, 000	404, 700	425, 800		
69	261, 100	300, 300	348, 400	389, 400	405, 000	426, 000		
70	261, 400	300, 800	349, 000	389, 900	405, 300	426, 300		
71	261, 700	301, 300	349, 500	390, 500	405, 600	426, 600		
72	262, 000	301, 900	350, 100	391, 000	405, 800	426, 800		
73	262, 300	302, 400	350, 400	391, 500	406, 000	427, 000		
74	262, 600	302, 800	350, 900	392, 100	406, 300			

75	262, 900	303, 100	351, 200	392, 500	406, 600			
76	263, 200	303, 400	351, 600	392, 800	406, 800			
77	263, 500	303, 600	352, 000	393, 200	407, 000			
78	263, 800	303, 900	352, 500	393, 700	407, 300			
79	264, 100	304, 100	353, 000	394, 100	407, 600			
80	264, 400	304, 400	353, 500	394, 500	407, 800			
81	264, 700	304, 600	353, 800	394, 900	408, 000			
82	265, 000	304, 800	354, 200	395, 400	408, 300			
83	265, 300	305, 100	354, 600	395, 800	408, 600			
84	265, 600	305, 300	355, 000	396, 200	408, 800			
85	265, 900	305, 600	355, 300	396, 500	409, 000			
86	266, 200	305, 800	355, 700					
87	266, 500	306, 100	356, 100					
88	266, 800	306, 400	356, 500					
89	267, 100	306, 700	356, 700					
90	267, 400	307, 000	357, 100					
91	267, 700	307, 300	357, 500					
92	268, 000	307, 600	357, 900					
93	268, 300	307, 800	358, 100					
94		308, 000	358, 400					
95		308, 300	358, 800					
96		308, 700	359, 100					
97		308, 900	359, 400					
98		309, 200	359, 800					
99		309, 500	360, 200					
100		309, 900	360, 600					
101		310, 100	361, 100					

102		310, 400	361, 500					
103		310, 700	361, 900					
104		311, 000	362, 300					
105		311, 200	362, 800					
106		311, 500	363, 200					
107		311, 800	363, 500					
108		312, 100	363, 800					
109		312, 300	364, 200					
110		312, 600						
111		313, 000						
112		313, 300						
113		313, 500						
114		313, 700						
115		314, 000						
116		314, 400						
117		314, 600						
118		314, 800						
119		315, 100						
120		315, 400						
121		315, 700						
122		315, 900						
123		316, 200						
124		316, 500						
125		316, 800						

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額							
	200,300	227,800	269,500	290,100	305,700	331,900	374,800	409,200

別表第3に次のように加える。

緊急消防援助隊出動手当	日額 2,160円以内
-------------	-------------

第2条 我孫子市一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(期末手当)	(期末手当)
第20条 略	第20条 略
2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の126.25</u> を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。	2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、 <u>6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の127.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
(1)から(4)まで 略	(1)から(4)まで 略
3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の126.25</u> 」とあ	3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の125</u> 」とあるの

るのは、「100分の71.25」とする。

4から6まで 略

(勤勉手当)

第21条 略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、次の各号に掲げる職員の区分ごとの勤勉手当の額の総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の106.25を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基

は「100分の70」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」とする。

4から6まで 略

(勤勉手当)

第21条 略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、次の各号に掲げる職員の区分ごとの勤勉手当の額の総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、6月に支給する場合には100分の105、12月に支給する場合には100分の107.5を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基

基礎額に <u>100分の51.25</u> を乗じて得た額の総額 3から5まで 略	基礎額に、 <u>6月に支給する場合には100分の50</u> 、 <u>12月に支給する場合には100分の52.5</u> を乗じて得た額の総額 3から5まで 略
---	---

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の我孫子市一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第11条第2項第2号及び別表第1の規定は令和7年4月1日から、改正後の条例第20条第2項及び第3項並びに第21条第2項の規定は同年12月1日から適用する。

(給与の内払)

3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の我孫子市一般職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

我孫子市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に関する資料

1 通勤手当の引上げ（第11条）

（1）改正内容

20km以上の自動車等使用通勤者に対する通勤手当について、国家公務員の通勤手当の改定に準じ、400円から10,700円までの幅で引き上げる。

◆規則で定める内容

条例第1条のうち第11条第2項第2号に規定する規則で定める額は、次のとおりとする。

片道の通勤距離	改定後	改定前	引上げ額
20km以上25km未満	13,500円	13,100円	400円
25km以上30km未満	16,600円	15,800円	800円
30km以上35km未満	19,700円	18,700円	1,000円
35km以上40km未満	22,800円	21,600円	1,200円
40km以上45km未満	25,900円	24,400円	1,500円
45km以上50km未満	29,100円	26,200円	2,900円
50km以上55km未満	32,300円	28,000円	4,300円
55km以上60km未満	35,500円	28,000円	7,500円
60km以上65km未満	38,700円	28,000円	10,700円

（2）実施時期

令和7年4月1日から適用する。

2 給料月額の引上げ（別表第1）

（1）改正内容

・国家公務員の俸給表の改定に準じ、給料表を改定する。

・採用市場での競争力向上のため、初任給を大幅に引き上げる。

大卒者に係る初任給の改定率及び改定額：5.3%（12,000円）

高卒者に係る初任給の改定率及び改定額：5.8%（12,000円）

・若年層に重点を置きつつ、その他の職員も昨年より大幅に引き上げる。

平均改定率：全体 3. 3 %

(1 級 5. 2 %、 2 級 4. 2 %、 3 級 3. 4 %、 4 級 2. 9 %、 5 級から 8 級まで 2. 8 %)

- ・定年前再任用短時間勤務職員（暫定再任用職員）の基準給料月額について、各級の改定額を踏まえ、引き上げる。

(2) 実施時期

令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

3 期末手当及び勤勉手当の引上げ（第 20 条・第 21 条）

(1) 改正内容

ア 定年前再任用短時間勤務職員（暫定再任用職員）以外の職員

期末手当及び勤勉手当の支給月数をそれぞれ年間 0. 025 月分
引き上げる。

		6 月期	12 月期	合計月数
令和 7 年度	期末	1. 250 月 (支給済み)	1. 275 月 (現行 1. 250 月)	改定前 4. 60 月
	勤勉	1. 050 月 (支給済み)	1. 075 月 (現行 1. 050 月)	改定後 4. 65 月
令和 8 年度 以降	期末	1. 2625 月	1. 2625 月	改定後 4. 65 月
	勤勉	1. 0625 月	1. 0625 月	

イ 定年前再任用短時間勤務職員（暫定再任用職員）

期末手当及び勤勉手当の支給月数をそれぞれ年間 0. 025 月分
引き上げる。

		6 月期	12 月期	合計月数
令和 7 年度	期末	0. 70 月 (支給済み)	0. 725 月 (現行 0. 70 月)	改定前 2. 40 月
	勤勉	0. 50 月 (支給済み)	0. 525 月 (現行 0. 50 月)	改定後 2. 45 月

令和 8 年度 以降	期末	0. 7 1 2 5 月	0. 7 1 2 5 月	改定後 2. 4 5 月
	勤勉	0. 5 1 2 5 月	0. 5 1 2 5 月	

(2) 実施時期

- ・令和 7 年度分(第 1 条の規定)は、令和 7 年 1 月 1 日から適用する。
- ・令和 8 年度分以降(第 2 条の規定)は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

4 特殊勤務手当の追加(別表第 3)

(1) 改正内容

大規模災害の被災地において、災害対策基本法に基づく避難指示エリア等の危険な区域を含む過酷な環境の下、救助活動等の危険を伴う業務に従事する緊急消防援助隊として出動した消防職員に対し支給する緊急消防援助隊出動手当を追加する。

◆規則で定める内容

我孫子市一般職の職員の特殊勤務手当支給に関する規則の一部を改正する規則(案)

(緊急消防援助隊出動手当)

第 9 条 緊急消防援助隊出動手当は、消防組織法(昭和 22 年法律第 226 号)第 45 条第 1 項に規定する緊急消防援助隊として同法第 44 条第 1 項に規定する消防の応援等の業務に従事した消防職員に支給し、その額は、1 日につき 1,080 円とする。

2 前項に規定する業務が、著しく危険であると市長が認める区域で行われた場合において支給する緊急消防援助隊出動手当の額は、同項の規定にかかわらず、1 日につき 2,160 円とする。

(2) 実施時期

条例の公布の日から施行する。

我孫子市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 我孫子市会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年条例第8号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(フルタイム会計年度任用職員の給料の額)	(フルタイム会計年度任用職員の給料の額)
第3条 フルタイム会計年度任用職員の給料の額は、月額で定めるものとし、月額 <u>244,800円</u> を超えない範囲内で、職務の内容及び職務経験に応じ、我孫子市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年条例第6号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員の給料月額との権衡を考慮して規則で定める。	第3条 フルタイム会計年度任用職員の給料の額は、月額で定めるものとし、月額 <u>233,300円</u> を超えない範囲内で、職務の内容及び職務経験に応じ、我孫子市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年条例第6号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員の給料月額との権衡を考慮して規則で定める。
(フルタイム会計年度任用職員の期末手当)	(フルタイム会計年度任用職員の期末手当)
第13条 略	第13条 略
2及び3 略	2及び3 略
4 期末手当の額は、期末手当基礎額に、 <u>6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の127.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。	4 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の125</u> を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

<p>合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)から(4)まで 略</p> <p>5 及び 6 略 (フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当)</p> <p>第14条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者がフルタイム会計年度任用職員に支給する勤勉手当の額の総額は、当該フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の105、12月に支給する場合には100分の107.5</u>を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p> <p>3 及び 4 略</p>	<p>(1)から(4)まで 略</p> <p>5 及び 6 略 (フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当)</p> <p>第14条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者がフルタイム会計年度任用職員に支給する勤勉手当の額の総額は、当該フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の105</u>を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p> <p>3 及び 4 略</p>
--	---

第2条 我孫子市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(フルタイム会計年度任用職員の期末手当)	(フルタイム会計年度任用職員の期末手当)
第13条 略	第13条 略
2 及び 3 略	2 及び 3 略
4 期末手当の額は、期末手当基礎額	4 期末手当の額は、期末手当基礎額

に100分の126.25を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)から(4)まで 略

5及び6 略

(フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当)

第14条 略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者がフルタイム会計年度任用職員に支給する勤勉手当の額の総額は、当該フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に100分の106.25を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

3及び4 略

に、6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の127.5を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)から(4)まで 略

5及び6 略

(フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当)

第14条 略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者がフルタイム会計年度任用職員に支給する勤勉手当の額の総額は、当該フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の105、12月に支給する場合には100分の107.5を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

3及び4 略

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の我孫子市会計年度任用職員の給与等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第3条の規定は令和7年4月1日から、改正後の条例第13条第4項及び第14条第2項の規定は同年12月1日から適用する。

（給与の内払）

3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の我孫子市会計年度任用職員の給与等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（委任）

4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

我孫子市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する 条例に関する資料

1 フルタイム会計年度任用職員の給料の額の引上げ（第3条）

（1）改正内容

人事院勧告を考慮し、フルタイム会計年度任用職員の給料の額を改定する。

◆規則で定める内容

条例第1条のうち第3条に規定する規則で定める給料月額は、次のとおりとする。

	職種	経験なし	経験1年	経験2年	経験3年以上
改定前	保育士	223,000円	226,700円	230,000円	233,300円
改定後	保育士	235,000円	238,700円	242,000円	244,800円

（2）実施時期

令和7年4月1日から適用する。

2 期末手当及び勤勉手当の引上げ（第13条・第14条）

（1）改正内容

期末手当及び勤勉手当の支給月数をそれぞれ年間0.025月分引き上げる。

		6ヶ月期	12ヶ月期	合計月数
令和7年度	期末	1.250月 (支給済み)	1.275月 (現行1.250月)	改定前4.60月 改定後4.65月
	勤勉	1.050月 (支給済み)	1.075月 (現行1.050月)	
令和8年度 以降	期末	1.2625月	1.2625月	改定後4.65月
	勤勉	1.0625月	1.0625月	

（2）実施時期

令和7年度分（第1条の規定）は、令和7年12月1日から適用する。

令和8年度分以降（第2条の規定）は、令和8年4月1日から施行する。

職員の軽装勤務の通年実施について

I 近隣市における軽装勤務の実施状況

	軽装勤務期間	備考
我孫子市	4月16日～11月15日	エコルック推進期間
松戸市	5月1日～10月31日	ノーネクタイは通年実施
柏市	通年実施	R5.5.1～
流山市	通年実施	R7年度～
野田市	通年実施	R7年度～
鎌ヶ谷市	通年実施	R5年度～

2 軽装勤務の通年実施の目的

(1) あびこエコ・プロジェクト5

年間を通して過度な冷暖房に頼らない適切な室温管理を実施することで、温室効果ガス総排出量の削減及び環境への負荷の低減を図る。

(2) 働き方改革

職員が働きやすい職場環境づくりを推進し、業務能率の向上を図る。

3 例外

式典への出席、外部の人が出席する会議、出張その他社会通念上必要とされる場合

※ 議会（本会議・委員会）は、議会事務局の指示による。

※ 消防職員は、別途基準による。

4 服装の基準

(1) 基本となる服装

スーツ（上下）、襟付きシャツ、ネクタイ、ビジネスシューズ

(2) 軽装の原則

襟付きシャツ

(3) その他

別表のとおり

5 実施時期

令和7年11月18日（火）から実施

別表

基本となる服装	軽装勤務
スーツ（上下）	上着の省略
	作業着・カーディガン・セーター・フリース・ベストの着用
	トレーナー・パーカー・ジャージの着用
	チノパン（無地）の着用
	短パン・ハーフパンツ・ジーンズの着用
ネクタイ	ネクタイの省略
襟付きシャツ	ポロシャツの着用
	バンドカラーシャツ（短い襟）の着用
	スクエアテイルシャツ（無地）の裾出し
	スクエアテイルシャツ（柄）の裾出し
	タートルネック・ハイネックの着用（襟付きシャツあり）
	タートルネック・ハイネックの着用（襟付きシャツなし）
	Tシャツ・ランニングシャツ・タンクトップの着用
ビジネスシューズ	スニーカー
	サンダル・スリッパ

備考

- 1 男性職員は、襟付きシャツを原則とする。華美な色・デザインは不可。
- 2 屋外で作業に従事する場合は、作業着など作業に適した服装とし、襟付きシャツを要しない。
- 3 女性職員は上記基準による必要はないが、勤務にふさわしい服装とし、露出の多い服装や業務にそぐわないカジュアル過ぎる服装は避けること。
- 4 「バンドカラーシャツ」とは、三角の折り返しがなく襟が帯状に施されたシャツをいう。
- 5 「スクエアテイルシャツ」とは、裾が真っ直ぐ縫われている裾出し用カットのシャツをいう。

我孫子市附属機関設置条例の一部を改正する条例

我孫子市附属機関設置条例（令和元年条例第17号）の一部を次のように改正する。

改正後					改正前				
別表（第2条関係）					別表（第2条関係）				
執行機関	附属機関	担任する事務	委員の定期	委員の定期	執行機関	附属機関	担任する事務	委員の定期	委員の定期
市長	我孫子市予防接種健康被害調査委員会	略 市が実施した予防接種に起因して発生した疑いのある健康被害について、医学的な見地から <u>調査すること。</u>	略	略 <u>調査審議すること。</u>	市長	我孫子市予防接種健康被害調査委員会	略 市が実施した予防接種に起因して発生した疑いのある健康被害について、医学的な見地から <u>調査審議すること。</u>	略	略
		略		略			略		
		略					略		
備考 略					備考 略				

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

我孫子市障害者福祉センターの設置及び管理に関する条例及び我孫子市ペット霊園の設置の許可等に関する条例の一部を改正する条例

(我孫子市障害者福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第1条 我孫子市障害者福祉センターの設置及び管理に関する条例（平成15年条例第5号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(事業)</p> <p>第3条 センターは、次に掲げる事業を行うものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 法<u>第5条第28項</u>に規定する地域活動支援センターにおいて実施する事業に関すること。</p> <p>(3)から(5)まで 略</p>	<p>(事業)</p> <p>第3条 センターは、次に掲げる事業を行うものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 法<u>第5条第27項</u>に規定する地域活動支援センターにおいて実施する事業に関すること。</p> <p>(3)から(5)まで 略</p>

(我孫子市ペット霊園の設置の許可等に関する条例の一部改正)

第2条 我孫子市ペット霊園の設置の許可等に関する条例（平成22年条例第30号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)から(8)まで 略</p> <p>(9) 住宅等 住宅、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)から(8)まで 略</p> <p>(9) 住宅等 住宅、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定</p>

する学校、同法第124条に規定する専修学校及び同法第134条第1項に規定する各種学校、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所（患者を入院させるための施設を有するものに限る。）、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する老人福祉施設及び同法第29条に規定する有料老人ホーム、介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第28項に規定する介護老人保健施設並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第1項に規定する障害福祉サービス（居宅介護、重度訪問介護及び行動援護を除く。）を行う施設並びに同条第11項、**第28項**及び**第29項**に規定する施設をいう。

する学校、同法第124条に規定する専修学校及び同法第134条第1項に規定する各種学校、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所（患者を入院させるための施設を有するものに限る。）、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する老人福祉施設及び同法第29条に規定する有料老人ホーム、介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第28項に規定する介護老人保健施設並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第1項に規定する障害福祉サービス（居宅介護、重度訪問介護及び行動援護を除く。）を行う施設並びに同条第11項、**第27項**及び**第28項**に規定する施設をいう。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

我孫子市敬老祝金に関する条例の一部を改正する条例（案）

我孫子市敬老祝金に関する条例（平成元年条例第11号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前						
(対象者)	(対象者)						
第2条 祝金は、次の各号のいずれにも該当する者に贈るものとする。	第2条 祝金は、次の各号のいずれにも該当する者に贈るものとする。						
(1) 略	(1) 略						
(2) 当該 <u>年度中</u> に100歳に達する者	(2) 当該 <u>年中</u> に <u>88歳又は</u> 100歳に達する者						
(祝金の額)	(祝金の額)						
第3条 祝金の額は、 <u>1万円</u> とする。	第3条 祝金の額は、 <u>次の表に掲げるとおり</u> とする。						
	<table border="1"><thead><tr><th>区分</th><th>金額</th></tr></thead><tbody><tr><td>100歳に達する者</td><td>30,000円</td></tr><tr><td>88歳に達する者</td><td>10,000円</td></tr></tbody></table>	区分	金額	100歳に達する者	30,000円	88歳に達する者	10,000円
区分	金額						
100歳に達する者	30,000円						
88歳に達する者	10,000円						

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年1月1日から施行する。ただし、第2条第2号の改正規定（「年中」を「年度中」に改める部分に限る。）及び次項の規定は、同年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 令和8年度における改正後の第2条第2号の規定の適用については、同号中「当該年度中」とあるのは、「令和8年1月1日から令和9年3月31日までの間」とする。

我孫子市国民健康保険条例の一部を改正する条例

我孫子市国民健康保険条例（昭和34年条例第1号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(保健事業) 第8条 市は、法第72条の5第1項に規定する特定健康診査等を行うほか、これらの事業以外の事業であつて、被保険者の健康の保持増進のため、次に掲げる事業を行う。 (1)及び(2) 略 (3) 略 附 則	(保健事業) 第8条 市は、法第72条の5第1項に規定する特定健康診査等を行うほか、これらの事業以外の事業であつて、被保険者の健康の保持増進のため、次に掲げる事業を行う。 (1)及び(2) 略 <u>(3) はり、きゅう、あん摩、マッサージ及び指圧</u> <u>(4) 略</u> 附 則 <u>(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金)</u>
3 給与等（所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウ	

イルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。）は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。

4 傷病手当金の額は、1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除して得た額（その額に5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。）の3分の2に相当する額（その額に50銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げるものとする。）とする。ただし、健康保険法第40条第1項に規定する標準

報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する額の3分の2に相当する額を超えるときは、その額とする。

5 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。

(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等との調整)

6 新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部を受けることができる被保険者に対しては、これを受けうることできる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けうることできる給与等の額が、第4項の規定により算定される額より少ないとときは、その差額を支給する。

7 前項に規定する者が、その受けうることができるはずであつた給与等の全部又は一部につき、その全額を受けることができなかつたときは傷病手当金の全額、その一部を受けることができなかつた場合においてその受けた額が傷病手当金の額より少ないとときはその額と傷病手

当金との差額を支給する。ただし、
同項ただし書の規定により傷病手
当金の一部を受けたときは、その額
を支給額から控除する。

8 前項の規定により市が支給した
額は、当該被保険者を使用する事業
所の事業主から徴収する。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

我孫子市手賀沼公園ミニ鉄道条例の一部を改正する条例（案）

我孫子市手賀沼公園ミニ鉄道条例（平成24年条例第53号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p><u>(使用の許可等)</u></p> <p><u>第3条 ミニ鉄道の使用（貸切運行</u></p> <p><u>（ミニ鉄道を専用して使用することをいう。以下同じ。）を除く。）</u></p> <p><u>をしようとする者は、乗車券又は回数券の交付を受けなければならぬ。</u></p> <p><u>2 20人以上で行う修学旅行、校外学習、遠足その他の市の観光振興に資する行事であって、主として12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を対象とするものを実施する団体は、貸切運行をすることができる。</u></p> <p><u>3 前項の規定により貸切運行をしようとする団体の代表者は、規則で定めるところにより市長に申請し、その許可を受けなければならない。</u></p> <p><u>4 ミニ鉄道の使用は、1回につき、路線を2周するものとする。ただし、40人以上の団体が貸切運行をする場合にあっては、これを1周とすることができる。</u></p>	

(使用の許可の取消し等)

第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第3項の規定による許可を取り消し、又はミニ鉄道の乗車を制限し、若しくは降車を命ずることができる。

(1) ミニ鉄道の安全運転に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(2) ミニ鉄道に乗車しようとする者がこの条例、この条例に基づく規則又は市長の指示に違反したとき。

(3) 災害その他の事故によりミニ鉄道が運行できなくなったとき。

(4) 天候、車両の整備その他のやむを得ない理由により市長が必要があると認めるとき。

2 4歳未満の者がミニ鉄道に乗車しようとするときは、その保護者が同乗しなければならない。

(使用料等)

第5条 乗車券若しくは回数券の交付を受けようとする者又は第3条第3項の規定による許可を受けた者は、別表に定める使用料を納入しなければならない。

2から4まで 略

(使用料等)

第3条 ミニ鉄道に乗車しようとする者（以下「使用者」という。）は、別表に定める使用料を納入し、乗車券又は回数券の交付を受けなければならぬ。

2から4まで 略

(乗車の制限等)

第4条 市長は、次の各号のいずれか

に該当するときは、ミニ鉄道の乗車を制限し、又は降車を命ずることができる。

(1) ミニ鉄道の安全運転に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(2) 使用者がこの条例、この条例に基づく規則又は市長の指示に違反したとき。

(3) 災害その他の事故によりミニ鉄道が運行できなくなったとき。

(4) 天候、車両の整備その他のやむを得ない理由により市長が必要があると認めるとき。

2 4歳未満の者がミニ鉄道に乗車しようとするときは、その保護者が同乗しなければならない。

(出張運行)

第5条 市長は、公益性のあるイベント等を開催する者から出張運行の依頼があったときは、協議の上、出張運行を行うことができる。

2 出張運行に係る費用は、1日につき50,000円とする。ただし、市長が必要があると認めるときは、当該費用を減額し、又は免除することができる。

(損害賠償)

(損害賠償)

第6条 ミニ鉄道に乗車する者は、故意又は過失によりミニ鉄道又はそ

第6条 使用者は、故意又は過失によりミニ鉄道又はその附属設備を毀

の附属設備を毀損し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

別表（第5条関係）

区分	使用料	
略		
貸切運行	1周	乗車1人につき 100円
	2周	乗車1人につき 200円

備考 4歳未満の者のミニ鉄道の
使用料（貸切運行に係る使用料を除く。）は、無料とする。

損し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

別表（第3条関係）

区分	使用料
略	

備考 4歳未満の者のミニ鉄道の
使用料は、無料とする。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

我孫子市下水道条例の一部を改正する条例

我孫子市下水道条例(昭和44年条例第16号)の一部を次のように改正する。

改正後		改正前																																				
(使用料の算定方法)		(使用料の算定方法)																																				
第16条 使用料の額は、毎使用月において使用者が排除した汚水の量に応じ、次の表に定めるところにより算出した額に100分の110を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。)とする。		第16条 使用料の額は、毎使用月において使用者が排除した汚水の量に応じ、次の表に定めるところにより算出した額に100分の110を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。)とする。																																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>一般</th> <th>基本</th> <th>従量使用料</th> </tr> <tr> <th>汚水</th> <th>使用 料</th> <th>排除汚水量</th> <th>使用料(1 立方メー トルにつ き)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2"><u>990円</u></td><td><u>10立方メー トルまで</u></td><td><u>7円</u></td></tr> <tr> <td colspan="2"><u>11立方メー トルから20 立方メート ルまで</u></td><td></td><td><u>132円</u></td></tr> <tr> <td colspan="2"><u>21立方メー トルから30 立方メート ルまで</u></td><td></td><td><u>139円</u></td></tr> <tr> <td colspan="2"><u>31立方メー ル</u></td><td></td><td><u>161円</u></td></tr> </tbody> </table>		一般	基本	従量使用料	汚水	使用 料	排除汚水量	使用料(1 立方メー トルにつ き)	<u>990円</u>		<u>10立方メー トルまで</u>	<u>7円</u>	<u>11立方メー トルから20 立方メート ルまで</u>			<u>132円</u>	<u>21立方メー トルから30 立方メート ルまで</u>			<u>139円</u>	<u>31立方メー ル</u>			<u>161円</u>	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>排除汚水量</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般汚水</td> <td><u>10立方メートルまで</u> (<u>基本水量</u>)</td> <td><u>990円</u></td> </tr> <tr> <td>一般汚水</td> <td><u>11立方メートル以上</u> (<u>超過水量</u>)</td> <td><u>別表第1に定める単価</u></td> </tr> <tr> <td>営業汚水</td> <td><u>1立方メートルにつき</u></td> <td><u>20円</u></td> </tr> </tbody> </table>			排除汚水量	使用料	一般汚水	<u>10立方メートルまで</u> (<u>基本水量</u>)	<u>990円</u>	一般汚水	<u>11立方メートル以上</u> (<u>超過水量</u>)	<u>別表第1に定める単価</u>	営業汚水	<u>1立方メートルにつき</u>	<u>20円</u>
一般	基本	従量使用料																																				
汚水	使用 料	排除汚水量	使用料(1 立方メー トルにつ き)																																			
<u>990円</u>		<u>10立方メー トルまで</u>	<u>7円</u>																																			
<u>11立方メー トルから20 立方メート ルまで</u>			<u>132円</u>																																			
<u>21立方メー トルから30 立方メート ルまで</u>			<u>139円</u>																																			
<u>31立方メー ル</u>			<u>161円</u>																																			
	排除汚水量	使用料																																				
一般汚水	<u>10立方メートルまで</u> (<u>基本水量</u>)	<u>990円</u>																																				
一般汚水	<u>11立方メートル以上</u> (<u>超過水量</u>)	<u>別表第1に定める単価</u>																																				
営業汚水	<u>1立方メートルにつき</u>	<u>20円</u>																																				

トルから40	
立方メートルまで	
41立方メートルから50	204円
立方メートルまで	
51立方メートルから100	277円
立方メートルまで	
101立方メートル以上	380円
営業 排除汚水量 1立方メートル	
汚水 につき 20円	

2 及び 3 略

(手数料)

第17条の2 市長は、別表に定めると
ころにより、申請者から手数料を徴
収する。

2 及び 3 略

2 及び 3 略

(手数料)

第17条の2 市長は、別表第2に定め
るところにより、申請者から手数料
を徴収する。

2 及び 3 略

別表第1（第16条関係）

超過水量に係る使用料単価

<u>排除汚水量</u>	<u>使用料単価</u>
(1立方メートルにつき)	
11立方メートル以上	124円

<u>20立方メートルまで</u>	
<u>21立方メートル以上</u>	<u>131円</u>
<u>30立方メートルまで</u>	
<u>31立方メートル以上</u>	<u>151円</u>
<u>40立方メートルまで</u>	
<u>41立方メートル以上</u>	<u>192円</u>
<u>50立方メートルまで</u>	
<u>51立方メートル以上</u>	<u>261円</u>
<u>100立方メートルまで</u>	
<u>101立方メートル以上</u>	<u>358円</u>

<u>別表</u> (第17条の2関係)	<u>別表第2</u> (第17条の2関係)
略	略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前から継続して使用する公共下水道の施行日以後最初に算定される排除汚水量に係る下水道使用料については、改正後の第16条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

我孫子市開発行為に関する条例の一部を改正する条例

我孫子市開発行為に関する条例（平成19年条例第25号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(適用する開発行為) 第3条 この条例を適用する開発行為は、次に掲げるとおりとする。ただし、自己の居住の用に供する専用住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為については、 <u>次章</u> 、第3章第2節、第4章第1節及び第2節並びに第5章の規定は、適用しない。 (1)から(3)まで 略 (事前協議)	(適用する開発行為) 第3条 この条例を適用する開発行為は、次に掲げるとおりとする。ただし、自己の居住の用に供する専用住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為については、 <u>第2章</u> 、第3章第2節、第4章第1節及び第2節並びに第5章の規定は、適用しない。 (1)から(3)まで 略 (事前協議)
第6条 略 2 前項の協議（以下「事前協議」という。）の申請は、我孫子市における建築、開発行為等に係る紛争の予防と調整に関する条例（平成元年条例第28号）第5条第1項の規定による標識の設置後、 <u>同条第2項</u> に規定する標識の設置期間が経過した後に行わなければならない。	第6条 略 2 前項の協議（以下「事前協議」という。）の申請は、 <u>我孫子市景観条例（平成18年条例第21号）</u> 。以下この項において「景観条例」という。) <u>第15条第2項の規定による申請書の提出後及び</u> 我孫子市における建築、開発行為等に係る紛争の予防と調整に関する条例（平成元年条例第28号）。以下この項において「紛争予防条例」という。) 第5条第1項の規定による標識の設置後、 <u>景観条例</u>

第15条第1項に規定する期間及び
紛争予防条例第5条第2項に規定
する標識の設置期間が経過した後
に行わなければならない。ただし、
景観条例第15条第2項の規定によ
る申請書の提出後、同条第3項の規
定により市長が当該行為に係る手
続に着手することを認めた場合に
おいては、紛争予防条例第5条第1
項の規定による標識の設置後、同条
第2項に規定する標識の設置期間
が経過したときは、事前協議の申請
を行うことができる。

3 略

3 略

附 則

この条例は、令和8年1月1日から施行する。

指定事務事業問題点・対応報告書

次の指定事務事業について問題が生じましたので、問題点とその対応策について報告します。

指定事務事業名：社会福祉施設整備促進事業

基本施策名：2-3 高齢者福祉の推進

担当部課名：健康福祉部 高齢者支援課

報告日：令和7年10月30日

1. 問題点及び問題点が生じた理由等

○認知症対応型グループホーム及び併設デイサービスの施設整備に対する補助金の交付について
本事業は「令和7年度千葉県介護施設等整備事業交付金」を活用して施設整備を行う事業者に対して市補助金を交付するもので、当初は整備予定期間を4月～令和8年3月としていましたが、県交付金が10月27日に交付決定されたため、施設整備の開始時期が遅延することとなり、令和7年度中の施設整備の完了が困難な見込みとなりました。

2. 今後の対応策

市補助金について早期に交付決定を行うとともに、令和8年度中に事業が完了するよう千葉県や関係各課との調整などを迅速に行っていきます。

令和7年第4回市議会定例会提出予定議案

議 案		議 案 要 旨
議案1	我孫子市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について	地方公共団体情報システムの標準化に伴い、標準化基準に適合したシステムに住登外者宛名番号管理機能が共通機能として設けられることから、当該機能に関する事務を個人番号を利用する事務に加え、並びに当該事務に関する情報を市長及び教育委員会において利用し、及び提供する情報に加えるとともに、条文を整備するもの 【デジタル戦略課】
議案2	我孫子市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	人事院勧告を考慮し、通勤手当の額、給料月額並びに期末手当及び勤勉手当の支給割合を改定するとともに、特殊勤務手当に、緊急消防援助隊として消防の応援等の業務に従事した消防職員に支給する緊急消防援助隊出動手当を追加するもの 【人事課】
議案3	我孫子市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	人事院勧告を考慮し、フルタイム会計年度任用職員の給料の上限額並びに期末手当及び勤勉手当の支給割合を改定するもの 【人事課】
議案4	我孫子市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について	我孫子市予防接種健康被害調査委員会については、医学的な見地から資料の収集等の調査を行う機関であり、予防接種と健康被害の因果関係の判断は行わないことから、これを明確にするもの 【健康づくり支援課】
議案5	我孫子市障害者福祉センターの設置及び管理に関する条例及び我孫子市ペット霊園の設置の許可等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正に伴い、条文を整理するもの 【障害者支援課・生活衛生課】
議案6	我孫子市敬老祝金に関する条例の一部を改正する条例の制定について	平均寿命の延伸等を考慮し、敬老祝金の贈呈対象者の範囲及び金額を改め、並びに厚生労働省が行う100歳の高齢者へのお祝い状及び記念品の贈呈事業の対象者の基準に合わせ、敬老祝金の贈呈対象者の基準を、暦年単位から年度単位に改めるもの 【高齢者支援課】

議案 7	我孫子市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	はり、きゅう、あん摩、マッサージ及び指圧事業について、国民健康保険の財政の健全化を図るため、当該事業を廃止し、及び新型コロナウイルス感染症に感染し、労務に服することができない被保険者に支給する傷病手当金の支給期間が終了したことから、条文を整備するもの 【国保年金課】
議案 8	我孫子市手賀沼公園ミニ鉄道条例の一部を改正する条例の制定について	観光振興のため、校外学習、遠足等の行事であって、主として子どもを対象とするものについて、ミニ鉄道の貸切運行を行うことができることとし、及び利用実績がなく、かつ、実施体制の確保が困難なミニ鉄道の出張運行を廃止するもの 【商業観光課】
議案 9	我孫子市下水道条例の一部を改正する条例の制定について	下水道使用料の適正化のため、下水道使用料を改定するもの 【下水道課】
議案 10	我孫子市開発行為に関する条例の一部を改正する条例の制定について	我孫子市景観条例の全部改正に伴い、条文を整備するもの 【市街地整備課】
議案 11	工事請負契約の変更について	金谷排水機場更新工事について、当該排水機場の建物及びポンプ施設からアスベストが発見され、調査、撤去及び処分を行う必要が生じたこと、現場条件により燃料貯油槽の基礎ぐいの工法に変更が生じたこと、その他の施設について老朽化により再使用することができないことが判明したこと等から、契約金額を増額するため、工事請負契約の一部を変更するもの ○変更前の契約金額 1,043,350,000 円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 94,850,000 円) ○変更後の契約金額 1,124,670,800 円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 102,242,800 円) ○増減額 81,320,800 円 【治水課】

議案 12	損害賠償の額の決定について	<p>令和7年4月20日、我孫子市南新木3丁目16番地先市道47-120号線において、街路樹が強風で倒れ、賠償相手方宅の駐車場に駐車中の賠償相手方の乗用車の車体左側面及び前面を損傷させた。</p> <p>(1) 損害賠償の額 1,003,970円 (2) 過失割合 市100% 相手方0%</p> <p style="text-align: right;">【道路課】</p>
議案 13	損害賠償の額の決定について	<p>地方公共団体情報システムの標準化に伴い、標準化基準に適合した選挙システムを新たに導入することから、現行の選挙システム賃貸借契約（令和4年1月1日から令和8年12月31日までの契約）を契約期間満了前に解約するため、リース料の残額を一括で支払う必要が生じた。</p> <p>損害賠償の額 3,692,040円</p> <p style="text-align: right;">【選挙管理委員会事務局】</p>
議案 14	市道路線の認定について	<p>開発行為により市に帰属した道路について、交通の利便性の向上及び安全性の確保を図るために、新たに市道路線を認定するもの（5路線）</p> <p style="text-align: right;">【道路課】</p>
議案 15	市道路線の変更について	<p>道路整備事業により路線の起点・終点に変更があった道路について、交通の利便性の向上及び安全性の確保を図るために、市道路線を変更するもの（6路線）</p> <p style="text-align: right;">【道路課】</p>
議案 16	千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、千葉県市町村総合事務組合の共同処理する事務の廃止及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について	<p>令和8年3月31日をもって三芳水道企業団、九十九里地域水道企業団及び南房総広域水道企業団が解散することに伴い、千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数を減少すること及び千葉県市町村総合事務組合の共同処理する職員採用試験の合同実施に関する事務について、参加する地方公共団体がなくなったことから当該事務を廃止すること並びにこれらに伴い千葉県市町村総合事務組合規約を変更することについて、関係地方公共団体と協議するもの</p> <p style="text-align: right;">【人事課】</p>

議案 17	令和 7 年度我孫子市一般会計補正予算（第 5 号）	予算現額 50,931,000	補正予算額 570,000	計（千円） 51,501,000	【財政課】
議案 18	令和 7 年度我孫子市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）	予算現額 11,871,525	補正予算額 2,249	計（千円） 11,873,774	【国保年金課】
議案 19	令和 7 年度我孫子市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）	予算現額 13,446,080	補正予算額 20,647	計（千円） 13,466,727	【高齢者支援課】
議案 20	令和 7 年度我孫子市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）	予算現額 2,849,898	補正予算額 717	計（千円） 2,850,615	【国保年金課】
議案 21	令和 7 年度我孫子市下水道事業会計補正予算（第 3 号）	既決予定額 収益的収入 2,858,359 資本的収入 2,089,750 資本的支出 2,618,239	補正予定額 5,371 5,371 △3,791 548	計（千円） 3,204,664 2,863,730 2,085,959 2,618,787	【下水道課】
議案 22	令和 7 年度我孫子市水道事業会計補正予算（第 2 号）	既決予定額 収益的収入 2,684,631 資本的収入 922,853 資本的支出 1,830,870	補正予定額 6,990 14,252 11,396 1,429	計（千円） 2,752,498 2,698,883 934,249 1,832,299	【経営課】
報告 1	教育委員会の点検・評価報告書の提出について	令和 6 年度の教育に関する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成したので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条第 1 項の規定により報告するもの			
		【教育委員会総務課】			

我孫子市学校給食費負担軽減等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、物価高騰等の影響を受け、学校給食の食材料費が上昇しているところ、保護者に新たな負担を求めることなく、地域の農産物等の利用を図りながら栄養バランス及び量を保った学校給食の実施を継続するため、予算の範囲内において交付する我孫子市学校給食費負担軽減等補助金（以下「補助金」という。）について、我孫子市補助金等交付規則（平成元年規則第23号）に定めるものほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 小学校 我孫子市立小学校設置条例（昭和39年条例第9号）第2条に規定する小学校をいう。
- (2) 中学校 我孫子市立中学校設置条例（昭和39年条例第10号）第2条に規定する中学校をいう。
- (3) 学校給食 学校給食法（昭和29年法律第160号）第3条第1項に規定する学校給食をいう。
- (4) 学校給食費 学校給食法第11条第2項に規定する学校給食費をいう。

(補助対象者)

第3条 この要綱に基づき補助金の交付を受けることができる者は、学校給食費により給食食材等を購入する小学校又は中学校の校長（以下「校長」という。）とする。

(補助対象経費及び補助金の額)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、別表に定めるとおりとする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする校長は、我孫子市学校給食費負担軽減等補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長

に申請しなければならない。

- (1) 令和7年10月分から令和8年3月分まで（以下「補助対象期間」という。）における給食実施予定回数計画書
- (2) 補助金申請額の積算内訳書
(交付の決定)

第6条 市長は、前条の規定により申請があった場合は、速やかにその内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、その交付を決定し、我孫子市学校給食費負担軽減等補助金交付決定通知書（様式第2号）により、当該申請をした校長に通知するものとする。

(実績報告)

第7条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた校長（以下「交付決定者」という。）は、補助対象期間における学校給食の実施の最終日以後、速やかに、我孫子市学校給食費負担軽減等補助金実績報告書（様式第3号）に次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

- (1) 学校給食費収入支出報告書
- (2) 支出を証明する書類の写し
- (3) 補助対象期間において実施した給食回数を確認できる書類の写し
(補助金の額の確定)

第8条 市長は、前条の規定による報告があった場合は、その内容を審査し、適當と認めたときは、補助金の額を確定し、我孫子市学校給食費負担軽減等補助金交付確定通知書（様式第4号）により、交付決定者に通知するものとする。

(請求)

第9条 交付決定者は、補助金の交付を受けようとするときは、我孫子市学校給食費負担軽減等補助金交付請求書（様式第5号）により、市長に請求しなければならない。

(関係書類の保存等)

第10条 交付決定者は、補助事業等に係る経費の收支を明らかにした帳簿及

び関係書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合は、当該電磁的記録）（次項において「帳簿等」という。）を備え、令和13年3月31日まで保存しなければならない。

2 市長は、必要があると認めるときは、帳簿等を調査することができる。

（補則）

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日等）

1 この告示は、公示の日から施行し、令和7年10月1日以後に実施される学校給食について適用する。

（失効）

2 この告示は、令和8年5月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに第6条の規定により交付の決定を受けた者に係る第10条に規定する関係書類の保存等については、同日後もなおその効力を有する。

別表（第4条関係）

区分	補助対象経費	補助金の額
小学校	補助対象期間における学校	補助対象期間における学校給食の実施回数×17円×令和7年5月1日における在籍児童数
中学校	給食に係る食 材料費	補助対象期間における学校給食の実施回数×21円×令和7年5月1日における在籍生徒数

様式第1号（第5条関係）

我孫子市学校給食費負担軽減等補助金交付申請書

年　月　日

我孫子市長あて

申請者　学校名

学校長名

補助金の交付を受けたいので、我孫子市学校給食費負担軽減等補助金交付要綱第5条の規定により、次のとおり申請します。

補助年度	年度	補助金の名称	我孫子市学校給食費負担軽減等補助金
補助対象経費総額	円		
交付申請額	円		
補助対象期間における 学校給食実施予定日	年　月　日　から 年　月　日　まで		
添付書類	1 補助対象期間における給食実施予定回数計画書 2 補助金申請額の積算内訳書		

様式第2号（第6条関係）

我孫子市学校給食費負担軽減等補助金交付決定通知書

我孫子市指令（ ）第 号
令和 年 月 日

様

我孫子市長 四

令和 年 月 日付で申請のあった我孫子市学校給食費負担軽減等補助金の交付について、次のとおり決定したので通知します。

補 助 年 度	令 和 年 度	補 助 金 の 名 称	我 孫 子 市 学 校 給 食 費 負 担 軽 減 等 補 助 金
補 助 対 象 経 費			円
交 付 決 定 額			円
交 付 予 定 時 期			
交 付 条 件			

※ 上記の決定に対して異議があるときは、速やかに文書で申請の取下げをすること。

様式第3号（第7条関係）

我孫子市学校給食費負担軽減等補助金実績報告書

年　月　日

我孫子市長あて

報告者　学校名

学校長名

我孫子市学校給食費負担軽減等補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり、実績を報告します。

指令年月日	年　月　日	指　令　番　号	我孫子市指令（　）第　号
補　助　年　度	年度	補助金の名称	我孫子市学校給食費負担軽減等補助金
交付決定額	円		
既交付額	円		
補助対象 経費精算額	円		
補助金精算額	円		
補助対象期間 に　お　い　て 実施した学校 給　食　の　回　数	令和7年10月 11月 12月 令和8年1月 2月 3月 合計	回 回 回 回 回 回 回	
添付書類	1　学校給食費収入支出報告書 2　支出を証明する書類の写し 3　補助対象期間において実施した給食回数を確認できる書類の写し		

様式第4号（第8条関係）

我孫子市学校給食費負担軽減等補助金交付確定通知書

令和　年　月　日

様

我孫子市長　印

令和　年　月　日付けで実績報告のあった我孫子市学校給食費負担軽減等補助金について、次のとおり補助金の額を確定したので通知します。

指令年月日	令和 年 月 日	指 令 番 号	我 孫 子 市 指 令 () 第 号
補 助 年 度	令 和 年 度	補 助 金 の 名 称	我 孫 子 市 学 校 給 食 費 負 担 軽 減 等 補 助 金
補 助 対 象 経 費 精 算 額	円		
交 付 確 定 額	円		

様式第5号（第9条関係）

我孫子市学校給食費負担軽減等補助金交付請求書

年　月　日

我孫子市長あて

請求者　学校名

学校長名

我孫子市学校給食費負担軽減等補助金交付要綱第9条の規定により、補助金の交付を次のとおり請求します。

指令年月日	年　月　日	指　令　番　号	我孫子市指令（　）第　号		
補助年度	年度	補助金の名称	我孫子市学校給食費負担軽減等補助金		
交　付　決　定　額	円				
交　付　確　定　額	円				
既　交　付　額	年　月　日交付　円				
今　回　交　付　請　求　額	円				
未　交　付　額	円				
振込先	金融機関名			支店名	
	口座番号		区　分	普通・当座	
	フリガナ				
	口座名義人				

※ 振込先欄には、学校給食費を取り扱う口座を記入してください。